

説明書

【利用者氏名】 _____

契約 No. _____

■利用（サービス）料金について（契約書第6条第1項関係）

利用者は、サービスの対価として下記に定める利用料金をもとに計算された自己負担額を、事業者にお支払いいただきます。

- ① 介護保険からの給付サービスを利用する場合は、原則として基本料金・各種利用料金（下表参照）の1割または2割または3割が自己負担となります。ただし、介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用額は、全額自己負担となります。
- ② 下表の料金設定の基礎となる時間は、利用者の居宅サービス計画及び通所サービス計画に定められた標準的に必要が見込まれる所要時間です。

■料金表（基本料金・各種利用料金が1割負担の方の場合）

◎印の加算項目は、区分支給限度額の算定対象外です

通所介護事業			
時間区分	対象者	基本料金 (日額)	自己負担額 (日額)
利用時間6～7時間	要介護1	5,840円	584円
	要介護2	6,890円	689円
	要介護3	7,960円	796円
	要介護4	9,010円	901円
	要介護5	10,080円	1,008円
利用時間7～8時間	要介護1	6,580円	658円
	要介護2	7,770円	777円
	要介護3	9,000円	900円
	要介護4	10,230円	1,023円
	要介護5	11,480円	1,148円
■時間延長サービス（9時間以降12時間まで）			
1時間あたり		500円	50円
■その他の加算項目（日額）			
入浴介助加算	(対象者のみ)	400円	40円
個別機能訓練加算	(対象者のみ)	760円	76円
中重度加算ケア体制加算	(全員)	450円	45円
認知症加算	(対象者のみ)	600円	60円
◎サービス提供体制加算	(全員)	60円	6円
◎介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	(全員)	※上記の料金月額（各加算を算定後）に5.9%乗じた金額。	
◎介護職員特定処遇改善加算（Ⅱ）	(全員)	※上記の料金月額（各加算を算定後）に1.0%乗じた金額。	
◎介護職員等ベースアップ等支援加算	(全員)	※上記の料金月額（各加算を算定後）に1.1%乗じた金額。	

説明書

【利用者氏名】 _____

契約 No. _____

■その他の費用の額／全額が自己負担となります	
○食事の提供に要する費用 利用者に提供する食事等の材料にかかる費用。 但し、食事が1日2回以上にわたる場合は、別途協議します。	1日あたり750円
○日常生活上必要となる諸費 日常生活に要する費用で利用者に負担いただくのが適当であるものにかかる費用。	1日あたり100円 *食事提供のない利用の場合は半額 (いずれも5日分を上限とします)
○複写物の交付費・個別利用の材料費等 利用者の希望により個別に提供されるサービスにかかる費用	実費負担
○預かりサービス費 利用者の希望により、居宅サービス計画等に定める所要時間を超える場合、並びにサービス提供時間外の介護保険給付対象外サービスの費用	30分あたり250円
○おむつ代 利用日に持参がなく、介護上必要となった場合のおむつにかかわる費用	実費負担 (市価による)
■キャンセル料／急なサービス利用キャンセルの場合は、下記の料金をいただきます。	
利用当日の朝 (8時30分まで) にご連絡がなかった場合	750円 (キャンセル料として)

通所介護・総合事業 (通所型サービス) 契約書に関わる説明事項は、上記のとおりです。

事業者 所在地 長野県東筑摩郡山形村 4520 番地 1
法人名 社会福祉法人 山形村社会福祉協議会
代表者 会長 山口 隆也

上記内容の説明を受け、了承しました。

令和 年 月 日

利用者 氏名 印

本人の意志を確認のうえ、上記について代筆しました

(代筆者) 氏名 印